

協議項目No.25 慣行の取扱いについて
下記のとおり提案する。

調整方針(案)	新町(村)章は、新町(村)発足までに選定する。 町(村)民憲章、花、木等及び宣言は、新町(村)において調整し、新たに定める。 名誉町・村民の根拠となる制度及び表彰規定は、新町(村)において制定する。ただし、両町村においてすでにその称号を贈られている者については、新町(村)に引き継ぐ。
協議結果	調整方針案のとおりとする。

平成16年10月20日 提出

長門町・和田村合併協議会 会長 小林 一彦

平成16年11月 5日 承長門町・和田村合併協議会

長門町・和田村合併研究会 研究調書

研究項目 NO24	慣行の取扱い	研究経過	第2回 平成16年4月20日(火)提案 確認
研究会検討案	新町の町章は、新町発足までに法定合併協議会において選定する。 町・村民憲章、町花、町木等及び宣言は、新町において調整し、新たに定める。 名誉町・村民の根拠となる制度は新町において制定する。ただし、両町村においてすでにその称号を贈られている者については、新町に引き継ぐ。	研究結果	新町の町章は、新町発足までに法定合併協議会において選定する。 町・村民憲章、町花、町木等及び宣言は、新町において調整し、新たに定める。 名誉町・村民の根拠となる制度は新町において制定する。ただし、両町村においてすでにその称号を贈られている者については、新町に引き継ぐ。
【現状と課題】			
	長 門 町	和 田 村	
町 村 章	 昭和41年9月30制定 町名「ながと」を図案化し、地形的に長い長門町が和をもって未来に飛躍と発展を願って、はばたく姿を象徴したものである。	 昭和50年2月1日施行 和田の「わ」を図案化し和田村の特徴である黒耀石の矢じりと山の表現に合せ丸の部分は村民の団結と円満を現し村の発展を象徴したものである。	
町 村 民 憲 章	昭和61年10月1日施行 私たちの町ながとは、誇りと夢と希望にみちたふるさとでありたい。 そして、だれもが今日も将来も幸福であるために、この憲章をさだめます。 1 豊かな自然を愛し、水と緑の美しい町をつくります。 1 産業を興し、活力に満ちた個性ある町をつくります。 1 心をはぐくみ、体を鍛え、安らぎのある町をつくります。 1 伝統を守り、創意あふれる文化の町をつくります。 1 温かい心が通い合う、平和な町をつくります。	昭和59年4月1日施行 和田村は美ヶ原高原と和田峠の美しく豊かな自然のふところにいだかれ、遠く男女倉遺跡に象徴され旧石器時代にはじまり、中山道和田宿に至る由緒ある歴史にはぐくまれた誇り高き村です。 私たちは、未来へ続くすばらしい村づくりのため、自らの責任のもとに、ここに和田村民憲章を定めその実践を誓います。 1 自然を守り、環境をととのえ、きれいな村をつくります。 1 仕事に励み、産業をおこし、豊かで活力ある村をつくります。 1 連帯を深め、思いやりにみちた、心あたたかい村をつくります。 1 教育を重んじ、子供をはぐくみ、希望あふれる村をつくります。 1 伝統を受けつぎ、新しい文化をきずき、歴史ある村をつくります。	
花 木 等	ミツバツツジ カラマツ チョウゲンボウ	レンゲツツジ シラカバ ヤマガラ ニホンシカ	
その他	和田村の村民の歌 昭和59年4月1日施行 和田の里		
宣 言	暴走族追放宣言 シートベルト着用宣言 非核平和都市宣言 暴力追放に関する宣言	ゆとり宣言 環境宣言 部落解放宣言 青色申告並びに振替納税の町宣言	ゆとり・環境宣言 部落解放宣言 青色申告及び期限内納税推進の村宣言 農産物自給向上都市宣言 明るく正しい選挙の村宣言 飲酒運転追放宣言
名 誉 町 村 民	(目的) 第1条 この条例は、本町住民又は本町に縁の深い者で、学術、文化、産業、経済その他本町並びに国家の繁栄に貢献し、その事績が極めて顕著で、かつ世に敬仰される者を名誉町民とすることを目的とする。 名誉町民 福井 康順(蓮華王院(三十三間堂)本坊妙法院門跡) 小林 茂夫(元町長)	(目的) 第1条 この条例は、本村住民又は本村に縁の深い者で、学術、文化、産業、経済その他本村並びに国家の繁栄に貢献し、その事績が極めて顕著で、かつ、世の敬仰的と仰がれる者を名誉村民とすることを目的とする。 名誉村民 羽田 義知(元県議会議員)	

表彰規定	<p>表彰の種類及び基準</p> <p>表彰状（個人又は団体）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 満10年以上引続き公選による公職に在職したもの (2) 満10年以上引続き町議会の選挙又は同意を必要とする職にあったもの (3) 満10年以上引続き各種委員又はこれに類する職にあったもの (4) 満10年以上引続き消防団の分団長以上の職にあったもの (5) 本町の公益に関する事業に尽力し若しくは多額の私財を寄付し功績顕著なるもの (6) 各種業界の発展改善に尽力し、その功績顕著なるもの (7) 篤行者にして衆人の儀表と認められるもの (8) 前各号に定めるもののほか、特にすぐれた善行又は功績があつて表彰することを適当と認めるもの <p>上記に準ずる功績等があつた者 賞状</p> <p>町の行政に著しい功績があつた者 感謝状</p> <p>他町職員に対するものもある。</p> <p>表彰状等のほか金品を交付することができる。</p> <p>授与式の状況 町制施行の5年毎の記念式典で行う。</p>
------	---

<p>表彰の種類及び基準</p> <p>表彰状（個人又は団体）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自己の危険を省みないで、人命を救助したもの (2) 特にすぐれた善行があつて、他の模範であるもの (3) 産業の開発振興に顕著な功績があつたもの (4) 地方自治の振興に顕著な功績があつたもの (5) 教育の振興に顕著な功績があつたもの (6) 学術、芸術、体育その他文化の向上に顕著な功績があつたもの (7) 消防、水防その他治安維持に顕著な功績があつたもの (8) 社会福祉の増進に顕著な功績があつたもの (9) 公共土木施設の建設推進及び維持改善に顕著な功績があつたもの (10) 保健衛生の管理改善、向上に顕著な功績があつたもの (11) 勤労者としてその職務に精励し他の模範であるもの (12) 村の公益に関する事業に尽力し、若しくは多額の私財を寄付し顕著な功績のあつたもの (13) 前各号に定めるもののほか、特に表彰することを適当と認めるもの <p>上記に準ずる功績等があつた者 賞状</p> <p>村の行政に著しい功績があつた者 感謝状</p> <p>他村職員に対するものもある。</p> <p>表彰状等のほか金品を交付することができる。</p> <p>授与式の状況 文化の日に毎年行う。</p>
--

【検討案による効果と課題】

効 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・合併までに町章を定めることにより、新町のシンボルとして発足のイメージが強くなるとともに、住民の関ることができる。 ・町民憲章等は、新町発足後ある程度時間をかけて話し合うことができる。 ・名誉町村民は地域の歴史の象徴として残していくことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選定手順について、住民合意を十分得ていく必要がある。